

Client Alert

15 August 2025

EU 意匠法: 機能性を超えたデザイン保護 – Decathlon のスノーケルマスクに関する欧州連 合一般裁判所の判断

本アラートに関する
お問い合わせ先:



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



松澤 由香
アソシエイト
03 6271 9708
Yuka.Matsuzawa@bakermckenzie.com

概要

2025年6月4日、欧州連合一般裁判所（European Union General Court）は、事件番号 T-1060/23 及び T-1061/23 において、Decathlon（デカトロン）のフルフェイス型スノーケルマスク「EASYBREATH（イージーブレス）」に係る2件のEU意匠登録の有効性を支持し、Delta-Sport Handelskontor GmbH（デルタ・スポーツ・ハンデルスコンター・ゲーエムベーハー：以下、「Delta-Sport」）による無効主張を退けた。

本判決は、製品が技術的機能（本件では使用者が水中に顔を浸した状態で呼吸できるようにする機能）を前提として設計されていたとしても、美的配慮が存在する場合には意匠登録による保護を受け得ることを示すものである。製品の意匠権取得が企業の保護戦略に価値をもたらす可能性があるかを評価する重要性を改めて明確に示した判断である。

詳細

a) EUIPO の判断（無効審判）

2021年3月31日、Delta-Sport は、欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office：以下、「EUIPO」）に対し、Decathlon が保有する以下の2件のEU意匠登録について無効審判を請求した。



EU Design n° 002526699-0001



EU Design n° 002340224-0001

Delta-Sport は、これら2件の意匠が技術的機能のみによって決定されており、かつ個性（individual character）を欠くと主張し、Decathlon が1995年11月24日に出版・公開した以下のフランス特許FR 2 720 050に基づく先行意匠を根拠に挙げた。



2022年7月19日、EUIPOの取消部（Cancellation Division）は、無効請求を棄却し、2件の意匠登録の有効性を支持した。

b) EUIPO 控訴審の判断

Delta-Sport はこれを不服として EUIPO の控訴審理部（Board of Appeal）に控訴したが、控訴審も同様に請求を棄却した。

控訴審は、Delta-Sport が本件意匠のすべての特徴が技術的機能のみによって決定されたことを示しておらず、また当該意匠が先行フランス特許に比して複数の重要な相違点を有しており、個性が認められると判断した。

c) 欧州連合一般裁判所での争点と判断

Delta-Sport はさらに、欧州連合一般裁判所（General Court of the European Union）に提訴し、控訴審の判断の取り消しを求めた（T 1060/23、T 1061/23）。同社は、楕円形のフレームやヘッドストラップなど、本件意匠の主要な特徴が機能的要請により決定されたと改めて主張した。

Delta-Sport は、前述のフランス特許に加えて、欧州特許及び2件のドイツ実用新案を引用し、さらに欧州司法裁判所（Court of Justice of the European Union）の DOCERAM 事件判決（C-395/16）を引き合いに出し、「代替デザインが存在するからといって技術的機能に基づく決定が否定されるわけではない」と論じた。

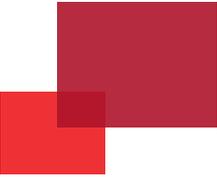
しかし、一般裁判所は EUIPO 及び控訴審の判断を支持し、本件マスクに含まれる楕円形のフレームとヘッドストラップが、少なくとも創作者の美的選択に基づくものであり、技術的機能のみによるものではないと判断した。

d) 意義と法的基準の明示

この判断は、製品が技術的機能を果たすものであっても、それが美的創意と結びついている限り、EU 意匠法の保護対象となるという明確な先例を改めて示したものである。

また、一般裁判所は、本件意匠には個性が存在することも認め、意匠の特定の美的要素が、先行意匠とは異なる全体的印象を知識あるユーザーに与える点を強調した。

一方で、潜水マスクという製品は、呼吸・視界確保・密閉性といった機能的制約を考慮しなければならないが、それでもなお創作者には、具体的な寸



法、色彩、素材、装飾要素といった非機能的要素において十分な自由が認められているとした。

以上の理由により、一般裁判所は、2 件の意匠登録の有効性を再確認した。

e) フランスにおける関連訴訟との整合性

今回の判断は、Decathlon が提起した別件（意匠権侵害及び不正競争／パッシングオフ（形態模倣）訴訟）に関するフランスの訴訟における裁判所の判断とも軌を一にする。

かかる裁判において、パリ控訴院（Paris Court of Appeal）は、EASYBREATH マスクの外観が技術的機能のみで決定されたものではなく、美的配慮がその形状決定において決定的な役割を果たしたと判断し、意匠の機能的性質を理由とする無効主張を退けた。

たとえば、マスクのフレームに沿って取り付けられたスカート部の楕円形形状は密閉性確保のために不可避だとしても、以下の特徴については技術的機能に限定されず、美的判断によるものとされた。

- 角のない全体的に丸みを帯びたフレームの外形
- マスク全体（底部を含む）にわたる透明ガラスの使用
- 楕円形状のスノーケルの形状及び透明性

さらに、Decathlon がマスクの外観について「ガスマスクのような威圧的印象を与えないよう、親しみやすいデザインにすることを目指した」との設計思想を証拠として提出したことも、裁判所は考慮した（Paris Court of Appeal, Pole 5, Chamber 2, 2022 年 1 月 28 日, RG No. 20/04831）。この判断は後に、最高裁（Cour de Cassation, Commercial Chamber）により確認されている（2024 年 6 月 26 日、事件番号 22-17.647 及び 22-21.497）。

f) 実務への示唆

本件は、特に、機能性と美的要素が共存する製品について、意匠登録の取得及び防衛の重要性を強く示すものであり、そのような製品の保護は、単に可能であるだけでなく法的に認められるということである。

また、意匠の適格性を証明する上で、設計過程における美的配慮の記録や第三者からのデザインの意見などの証拠保全が有効である点も実務上の重要な教訓である。

本アラートには、*Rut Alemany*（ルト・アレマニー）（研修生）が寄稿しています。

記事原文：[European Union: Design protection beyond functionality – The EU General Court's rulings in the Decathlon mask case - Baker McKenzie InsightPlus](#)